

# 食の安全安心の確保に関する基本計画策定に係るアンケート

- 宮城県では、みやぎ食の安全安心推進条例に基づき、5年ごとに「食の安全安心の確保に関する基本的な計画」を策定し、各種施策を実施しています。
- 次期計画（R8～R12年度）の策定にあたり、**県民の皆様のご意見を反映するため**、以下のアンケートにご協力ください。
- 現計画は右記二次元コード、もしくは食と暮らしの安全推進課HPをご確認ください。
- なお、このアンケートは「令和6年度消費者モニターアンケート」と合わせてご返送ください。



食の「安全」：科学的知見に基づいた法律・規格・基準をみたすもの。  
食の「安心」：心理的な信頼感・納得感に基づくもの。

問1

あなたは何かをもって「安全な食品」「安心な食品」であると感じますか。重要と思う項目をそれぞれ3点までご記入ください。

回答

## 「安全」と感じる項目

- 例
- ・ 法律による規制がある
  - ・ 適正な食品表示がある
  - ・ 自治体が監視している
  - ・ 十分な研究がなされている

( )  
( )  
( )

## 「安心」と感じる項目

- 例
- ・ 県や事業者が情報を発信している
  - ・ 著名人や家族・知人等が食している
  - ・ 地元の生産者が生産している
  - ・ 他国で問題なく流通している

( )  
( )  
( )

問2

食の「安全」を確保するために、「県」、「生産者・事業者」が行うべき取組で必要・重要と思うものを3点までご記入ください。

回答

- 例
- ・ (生産者・事業者) 法律に則った、適切な農薬等の使用
  - ・ (生産者・事業者) 食品施設内における適切な衛生管理の実施
  - ・ (生産者・事業者) 適切な食品表示
  - ・ (県) 法律に則った、自治体による十分な監視指導、検査の実施

( )  
( )  
( )

問3

食の「安心」を確保するために、「県」、「生産者・事業者」が行うべき取組で必要・重要と思うものを3点までご記入ください。

回答

- 例
- ・ (生産者・事業者) 生産現場や工場見学会等、消費者との交流による相互理解
  - ・ (生産者・事業者) 相談窓口の設置等による消費者ニーズの把握
  - ・ (県) 検査結果等の正しい数値の公表
  - ・ (県) 安全性の知識に関する研修会等の実施

( )  
( )  
( )